

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和5年
10月号

令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
9月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和4年（確定値）の休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は図表のとおり、死亡者数は1人、休業4日以上之死傷者数は159人です。

死傷災害は全業種合計では、2人（1.2%）の減少となり、先月に引き続き死傷災害発生件数が昨年を下回っていますが、有意な減少ではありません。

業種別では製造業・建設業・林業が、事故の型では墜落・転落災害が大幅に増加しています。

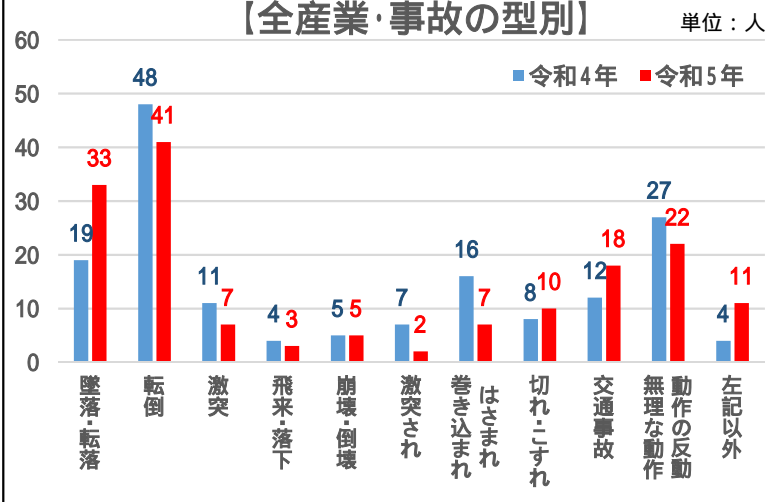
11月は過重労働解消キャンペーン月間です。過重労働はメンタル疾患につながるだけでなく、集中力の減少などによる労働災害にもつながります。

長時間労働を削減し、健康・安全な職場体制を構築していただくよう、よろしくお願いたします。

【令和5年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

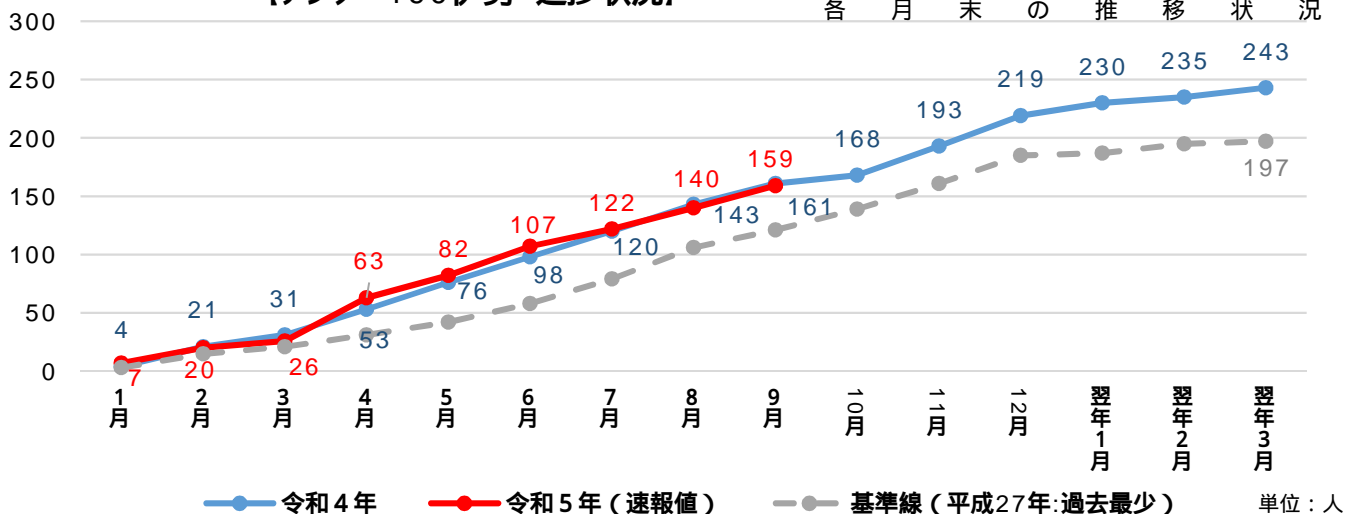
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		161	1	159	-2	-1.2%
製造業		26		27	+1	+3.8%
建設業		18	1	20	+2	+11.1%
道路貨物運送業		10		4	-6	-60.0%
林業		3		5	+2	+66.7%
小売業		29		29	±0	±0%
社会福祉施設		24		16	-8	-33.3%
旅館業		14		13	-1	-7.1%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



令和5年度「過重労働解消キャンペーン」

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日策定、令和3年7月30日変更）に基づき取組を行ってきました。しかしながら、過労死等の件数は近年高止まりの状況にあり、また、平成31年4月1日から順次施行されている時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用されることから、引き続き、企業への法制度のきめ細かな周知等を通じ、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行う必要があります。

このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

実施期間 令和5年11月1日（水）から11月30日（木）までの1か月間

当署においては、ホームページ掲載のとおり、「過重労働・メンタルヘルス対策研修会」を実施いたします。過重労働による健康障害を防ぐため、ぜひともご参加ください。

- 開催日時 （1）令和5年11月13日（月）13:30～16:00
（2）令和5年11月16日（木）13:30～16:00
（両日で講師が異なりますが、講習の項目は同一のものです。）
- 開催場所 伊勢市生涯学習センター いせトピア3階研修室
（伊勢市黒瀬町562番地12 TEL：0596-21-0900）

過重労働の相談窓口の設置

11月1日（水）から11月7日（火）までを過重労働相談受付集中期間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署相談等の窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。（11月4日（土）、5日（日）は、労働条件相談ほっとライン【委託事業】のみの受け付けとなります。）

また、11月3日（金）に、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

なくしましょう 長い残業

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

実施日時：令和5年11月3日（金）9:00～17:00

労働基準監督官が、相談に対する助言を行います。

《労働条件相談ほっとライン【委託事業】》

0120-811（はい！）-610（ろうどう）（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和5年
11月号

令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
10月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和5年10月末の休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は図表のとおり、死亡者数は1人、休業4日以上之死傷者数は180人です。

死傷災害は全業種合計では、12人（7.1%）の増加となり、先月までとは一転、昨年より大幅増となっています。

業種別では製造業・建設業・林業が、事故の型では墜落・転落災害が大幅に増加しています。

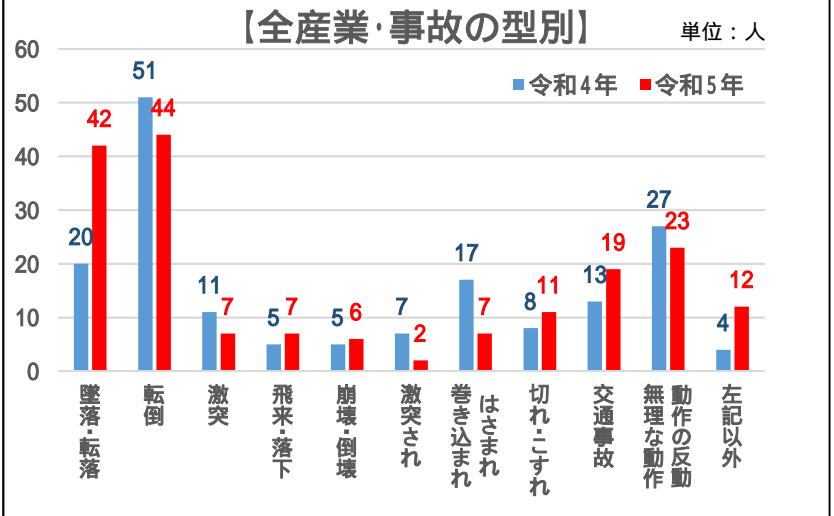
12月は1年の最終月です。年末の焦りから災害が発生しやすい月と言われています。

急いでいるときほど冷静に行動し、トラブルが発生した際に反射的に行動してしまい災害が発生しないよう、改めて注意喚起していただくようお願いいたします。

【令和5年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

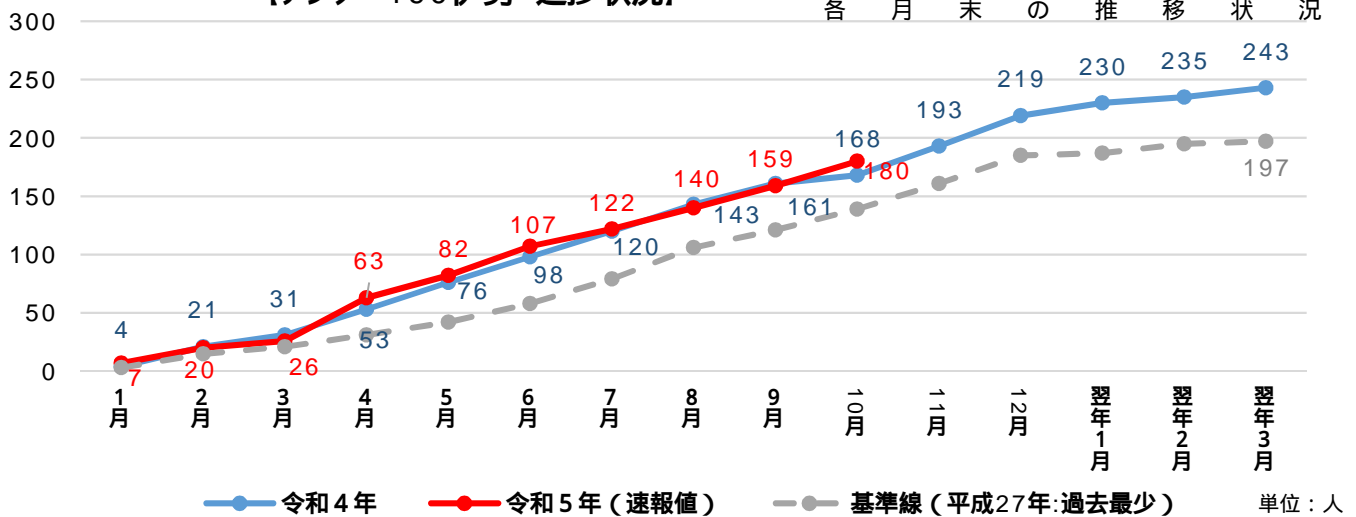
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		168	1	180	+12	+7.1%
製造業		28		32	+4	+14.3%
建設業		18	1	24	+6	+33.3%
道路貨物運送業		10		6	-4	-40.0%
林業		3		5	+2	+66.7%
小売業		31		32	+1	+3.2%
社会福祉施設		25		20	-5	-20.0%
旅館業		14		15	+1	-7.1%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



令和5年度 年末年始無災害運動

令和5年12月1日～令和6年1月15日

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎えます。

年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、取り組みにご協力をお願いいたします。

異常発生時などの機械の停止を確実にお願いします！

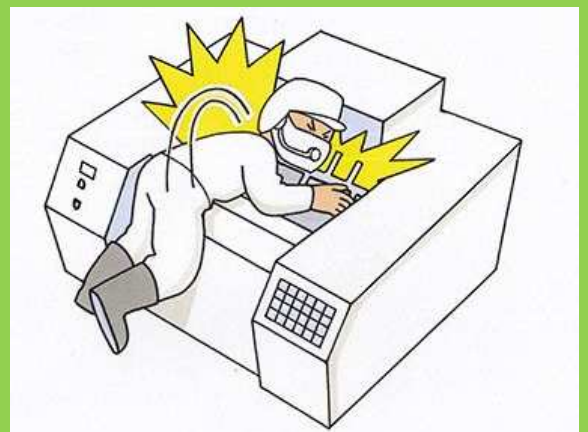
機械の掃除や点検などを行う際は、機械を停止したうえで行うことが義務付けられています。

しかし、機械に物が詰まるなどの異常が発生し停止した際などに、反射的に手を入れてしまい、動き出した機械に指や手を挟まれる災害が毎年多発しています。

このような災害は、巻き込まれた指や手が切断に至る場合も多く、大型の機械であればそのまま全身が巻き込まれ、死亡災害となる非常に危険な類型です。

特に年末年始などの繁忙期にトラブルが発生した場合は、人間特性として省略行動をとってしまいがちであり、毎年全国で痛ましい事故が発生しています。

皆様が明るい新年を迎えられるよう、今一度社内で周知徹底をしていただき、このような災害が1件たりとも発生しないよう、よろしくご協力をお願いいたします。



死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和5年
12月号

令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
11月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和5年11月末の休業4日以上¹の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は図表のとおり、死者数は1人、休業4日以上¹の死傷者数は208人です。

死傷災害は全業種合計では、**15人（7.8%）の大幅増**となっています。

業種別では建設業・林業・旅館業が、事故の型では墜落・転落災害、交通事故が大幅に増加しています。

令和5年の労働災害は昨年に比べ増加する可能性が高く、過去10年で最悪となる令和3年の247件を超える可能性もあります。

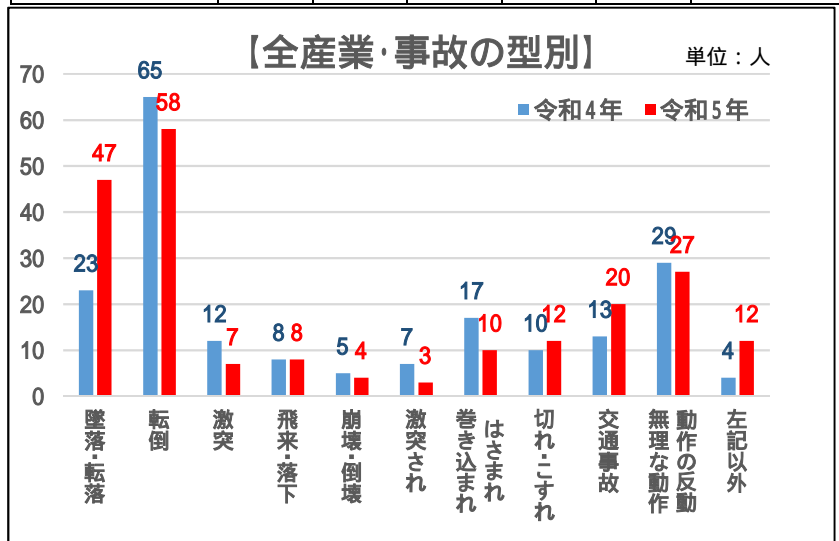
新型コロナウイルスの影響が薄れ経済活動が活発になっていますが、その中で労働災害の増加を食い止めることが求められています。

令和6年の年間安全衛生管理計画を作成いただき、目標を定め、そのために必要な災害防止策を講じていただくようよろしくお願いいたします。

【令和5年 休業4日以上¹の死傷災害発生状況 伊勢署】

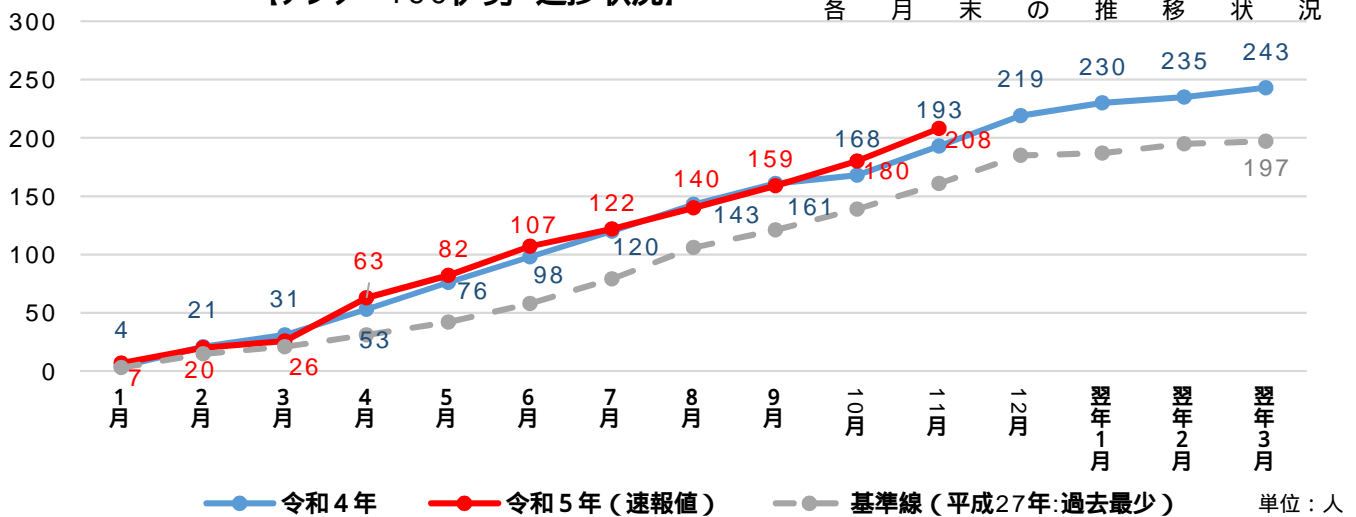
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		193	1	208	+15	+7.8%
製造業		34		34	±0	±0.0%
建設業		21	1	31	+10	+47.6%
道路貨物運送業		11		8	-3	-27.3%
林業		3		6	+3	+100.0%
小売業		35		36	+1	+2.9%
社会福祉施設		30		21	-9	-30.0%
旅館業		14		20	+6	+42.9%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上¹の死傷者数
各月末の推移状況



令和5年度 年末年始無災害運動

令和5年12月1日～令和6年1月15日

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎えます。

年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、取り組みにご協力をお願いいたします。

年間安全衛生管理計画の策定をお願いします

労働災害を防止するには、漫然と対策を行うのではなく、自社の業務内容に応じ、リスクの高い災害類型を見つけ出し、効果的に対策を実施する必要があります（リスクアセスメント）。

また、このような対策を効果的に実施するには、1年間などの期間を区切り、昨年の実績や実施中の対策・積み残した事項などを踏まえ、今年実施すべき事項をあらかじめ計画しておくことが重要です（年間安全衛生管理計画）。

三重労働局では、大きく5つの区分に分けた年間安全衛生管理計画の様式を公開しており、一定業種・一定規模等の事業場には策定・提出を依頼しています。

各事業主に置かれましては、趣旨をご理解いただき、策定・提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、一部業種の小規模事業場においては、計画の策定や対策の実施に当たり、中災防サポート事業（無料）を利用することが可能ですので、ご活用ください。

（年間安全衛生管理計画様式）

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9

（中災防サポート事業 HP）

<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>